

議員提案第 20 号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 2 年 12 月 22 日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡 辺 有 子

五 十 嵐 完 二

風 間 ル ミ 子

飯 塚 孝 子

倉 茂 政 樹

平 あ や 子

加 藤 大 弥

宇 野 耕 哉

細 野 弘 康

小 柳 聡

高 橋 聡 子

青 木 学

竹 内 功

石 附 幸 子

小 泉 仲 之

中 山 均

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった、女性差別撤廃条約（1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年）の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択されました。2020年12月現在、締約国189か国中113か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。政府が女性活躍を推進している一方で、医学部入試での女性差別問題などの直接的差別や、新型コロナウイルスの影響下での女性の非正規雇用の解雇や雇い止め、DV被害の顕在化など間接的な差別により、条約で保障された女性の権利が侵害されている実情も明らかになりました。また、各国における男女格差をはかるジェンダー・ギャップ指数2020によると、日本は153か国のうち121位といまだ低い状況です。

選択議定書が批准されれば、条約締約国の個人または集団が、国内手続を尽くした上で、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会では申立て内容を審議し、通報者と当事国に見解、勧告を通知する制度を定めています。委員会の意見や勧告には法的拘束力はありませんが、女性差別解消の実効性をより高めることとなります。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割です。2016年に日本の条約実施状況を審議した国連の女性差別撤廃委員会では、同条約選択議定書の批准を再び日本政府に勧告しています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、女性差別撤廃条約の積極的遵守等に努める、女性差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進めるとしていますが、いまだ締結に至っていません。現在国で議論されている第5次男女共同参画基本計画（案）にも、女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるとの記載があります。

よって、新潟市議会は政府及び国会に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月22日

新潟市議会議長
佐藤豊美

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
外務大臣
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

宛て